

平成二十一年内閣府・財務省令第五号

株式会社地域経済活性化支援機構法第八章
に規定する預金保険機構の業務の特例等に
関する命令

預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第
三十六条第二項及び株式会社企業再生支援機構法
(平成二十一年法律第六十三号) 第五十七条において
読み替えて適用する預金保険法第四十四条の
規定に基づき、株式会社企業再生支援機構法第八
章に規定する預金保険機構の業務の特例等に関する
命令を次のように定める。

（業務の特例に係る業務方法書の記載事項）

第一条 預金保険機構（以下「機構」という。）
が株式会社地域経済活性化支援機構法（以下
「法」という。）第五十一条第一項各号に掲げる事項
業務を行う場合には、預金保険法第三十六条第
二項に規定する内閣府令・財務省令で定める事
項は、預金保険法施行規則（昭和四十六年大蔵
省令第二十八号）第一条の二各号に掲げる事項
のほか、次に掲げる事項とする。

一 法第五十一条第一項第一号の規定による株
式会社地域経済活性化支援機構への出資に関
する事項

二 その他法第五十一条第一項各号に掲げる業
務の方法に関する事項

（区分経理）

第二条 機構は、法第五十二条に規定する地域経
済活性化支援勘定において整理すべき事項がそ
の他の勘定において整理すべき事項と共通の事
項であるため、地域経済活性化支援勘定に係る
部分を区分して整理することが困難なときは、
当該事項については、機構が金融庁長官及び財
務大臣の承認を受けて定める基準に従つて、事
業年度の期間中一括して整理し、当該事業年度
の末日（地域経済活性化支援勘定の廃止の日）の
属する事業年度にあつては、その廃止の日）現
在において各勘定に配分することにより整理す
ることができる。

2 機構が、法第五十一条第一項各号に掲げる業
務を行ふ場合には、預金保険法施行規則第三条
中「及び危機対応勘定（法第一百二十一條第一項
に規定する危機対応勘定をい。以下同じ。）」
とあるのは、「危機対応勘定（法第一百二十一條
第一項に規定する危機対応勘定をい。以下同
じ。）及び地域経済活性化支援勘定（株式会社
地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律
第六十三号）第五十二条に規定する地域経済活

性化支援勘定をいう。以下同じ。）」と、同令第
六条中「及び危機対応勘定」とあるのは、「危
機対応勘定及び地域経済活性化支援勘定」とす
る。

（利益及び損失の処理）

第三条 機構は、地域経済活性化支援勘定におい
て、毎事業年度の損益計算上利益を生じたとき
は、前事業年度から繰り越した損失をうめ、な
お残余があるときは、その残余の額は、積立金
として整理しなければならない。

機構は、地域経済活性化支援勘定において、
毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、
前項の規定による積立金を減額して整理し、な
お不足があるときは、その不足額は、繰越欠損
金として整理しなければならない。

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十五年三月一五日内閣府・
財務省令第一号）

この命令は、株式会社企業再生支援機構法の
一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年
三月十八日）から施行する。

2